

# 小作争議調査表

No. 24

（月報番号 十九号）

（昭和八年六月分）

場 所	山門郡三橋村大字藤吉	
	地主 小作人	江口 駒次郎 吉岡 正吉
關係人員	地主 小作人	關係地 種類面積
地主關係團體	+	小作人 關係團體
原因	地主が小作人に付し十五坪の契約は小作にせしむる公限初五年満期満了 せしむるに付再々二年延期し昭和七年度期限満了に付地主は要すに て農組合野田支那部等と協議の上地主は可なり此れを以て地主は 土地返還要求	
要 求 事 項	地主は要すに付再々二年延期し昭和七年度期限満了に付地主は要すに て農組合野田支那部等と協議の上地主は可なり此れを以て地主は 土地返還要求	
經 過	地主は要すに付再々二年延期し昭和七年度期限満了に付地主は要すに て農組合野田支那部等と協議の上地主は可なり此れを以て地主は 土地返還要求	
結 果	地主は要すに付再々二年延期し昭和七年度期限満了に付地主は要すに て農組合野田支那部等と協議の上地主は可なり此れを以て地主は 土地返還要求	
發 生 日	昭和八年二月二十日	
終 熄 日	昭和八年六月二十日	

財團協調會福岡出張所

備 考